

(仮称)西脇市子ども条例(案)イメージ**目的**
(第1条)

こども：夢を持って健やかに成長
子育て家庭：安心してこどもを育てる まちづくりを推進!!

基本理念 (第3条)**①こどもへの支援**

- ・基本的人権が尊重される
- ・思いや意見が大切にされる
- ⇒年齢や成長に応じた最善の利益が考慮される

②子育て家庭への支援

- ・自信を持ってこどもと向き合い、愛情を持って育て、こどもの成長に喜びを実感することができる

③関係者の連携・協働

- ・保護者、市民、学校園等関係者、事業者及び市が役割又は責務を自覚し、主体的に取り組むとともに、相互に連携、協働する

役割・責務 (第4条～第8条)**保護者** (第4条)

・保護者は、子育ての第一義的責任を有すること及び家庭がこどもの人格形成に基本的な役割を果たしていることを認識し、次の各号に掲げる役割を果たすよう努める

- (1) こどもが心身ともに安らぐことができる家庭環境づくりに努めること
- (2) こどもが豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、その成長を見守り支えること

市 (第8条)

- ・こども及び子育て家庭の支援に関する総合的かつ計画的な施策を実施する
- ・保護者、市民、学校園等関係者、及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援及び調整を行うものとする

事業者 (第7条)

- ・保護者が仕事と子育てを両立させることができるよう、雇用環境の整備に努める
- ・こどもの健やかな成長を支援する活動に協力するよう努める

市民 (第5条)

- ・地域のこどもたちに関心を持ち、こどもが地域とのかかわりの中で、健やかに育つ環境づくりに努める

みんなで
こどもと子育て家庭
を支援!!

学校園等関係者 (第6条)

- ・保護者や地域との連携を図り、こどもが安心して育ち、学べる環境づくりに努める

基本的施策 (第9条～第18条)**こども及び子育て家庭の支援のための基本的な施策等**

- ①切れ目のない子育て支援 (第9条)
- ②こどもの社会参加の促進 (第10条)
- ③相談支援体制の充実 (第11条)
- ④支援が必要なこどもや子育て家庭への取組 (第12条)
- ⑤地域における子育て支援 (第13条)
- ⑥こどもの居場所づくりの推進 (第14条)
- ⑦安全・安心な環境づくり (第15条)
- ⑧仕事と子育ての両立支援の推進 (第16条)
- ⑨広報及び啓発 (第17条)
- ⑩財政上の措置 (第18条)